

令和2年5月1日

知事記者会見

新型コロナウイルス感染症への対応について

【総括コメント】

新型コロナウイルス感染症対策について、2点、ご報告とお願いをさせていただきます。

【パチンコ店への休業要請】

まず、先ほど、鳥取県の平井知事とweb会議をいたしまして、感染拡大防止のため、両県が連携して、パチンコ店の業界団体であります遊技業協同組合に対しまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、パチンコ店を休業することの協力要請をすることといたしました。

(これまでの取組)

これまで、4月23日に、県遊技業協同組合に対しまして、加盟の店舗に対して、

- (1) 県外からの来店自粛をお願いする立て看板や貼り紙等の設置
- (2) 利用客が「三つの密」状態になることを回避するため、稼働するパチンコ台に利用客が隣り合って座らないような対策

この2つについて、協力を求めたところです。

これ対して、組合並びに組合加盟各店におかれましては、現在まで真摯にご協力いただいていると認識しています。

(要請に至った考え方)

しかしながら、明日、5月2日からの5連休を控え、県外からの移動の自粛を求めているところではありますが、既にパチンコ店への休業要請がなされております関西や山陽方面から、5連休中に島根県、鳥取県へ越境して来店される可能性が高まっております。

こうした状況を踏まえますと、感染拡大防止の正念場である5連休中に、県境をまたいだ来店を抑止するためには、来店自粛要請には限界があります。

このため、5月2日(土)から5月6日(水)までの間、県内の全てのパチンコ店に休業の協力要請を出す必要があるという考えで、平井知事と一致したところであります。

本日、この後、県遊技業協同組合に担当者を派遣し、休業の協力を要請することとします。

県外の皆様におかれましては、こうした状況をご理解いただき、県境をまたいだ不要不急の移動の自粛につきまして、改めてお願いします。

【宿泊療養施設の決定】

次に、症状がないか、軽症である感染者の宿泊療養施設についてであります。

島根県では、新型コロナウイルス感染症患者の増加に備え、これまで合計22の病院で253のベッドを確保しております。

病院のベッドは、重症者等の治療を要する人にあてて、症状の軽いや、症状のない方については、病院ではなく、宿泊施設で療養してもらえるよう、準備を進めてまいりました。

そのために必要となる宿泊施設の募集を行っていましたが、本日、受け入れていただく宿泊施設を決定しましたので、ご報告いたします。

(1) 宿泊療養施設について

① 最初に、宿泊療養施設について、申し上げます。

② 松江市玉湯町の

「玉造国際ホテル Rivage Choraku (リバージュ チョウラク)」
を、宿泊施設として、お借りすることになりました。

③ 玉造国際ホテルは、宍道湖の南岸に面し、温泉街から約3km離れた立地にあります。

④ この種の施設においては、風評被害が生じやすいので、報道されるに当たっては、位置関係など正確な情報の提供をお願いします。

⑤ 療養される方が利用される部屋数は、45室です。

(2) 受入可能予定日及び終了日

- ① 5月8日（金）から受入れを開始することとし、6月30日（火）までお借りすることとしております。

なお、感染の状況によって、期間を延長することはあります。

(3) 宿泊療養の対象者

- ① この宿泊施設で療養していただく方は、冒頭申し上げましたとおり、症状が軽い、または症状がない方で、医師が入院の必要がないと判断した方を対象とします。
- ② 例外的に、症状が軽い、または症状がない方でも、高齢者の方や基礎疾患のある方など、症状が急変する、重症化するおそれがある方は、病院に入院していただくこととしております。
- ③ 入所される方は、個室のみで滞在していただき、区画分けは、専門家の医師の指導のもと、施設内を「患者さんが療養される区域」と「それ以外の区域」に区分けして感染防止を図ります。
- ④ 外出することや面会など、外部の方との接触はできませんし、もちろん、地域の皆様と接触することはありません。
- ⑤ また、ウイルスは、「飛沫感染」「接触感染」のみであり、空気感染することはありませんので、地域の皆様には、ご理解いただきたく存じます。
- ⑥ 退所にあたっては、病院に入院されている場合と同じく、原則として、患者さんの症状がなくなってから、2回連続でP C

R検査で陰性が確認された場合、退所となります。

(4) 宿泊療養施設の運営体制

① 患者が療養される区域は、厳密に区分・管理し、ホテルの従業員の方のその区域への立ち入りはなく、療養される方と接触する機会は一切ありません。

② スタッフ体制としては、看護師が1から2名、事務職員が2名、24時間体制で常駐します。

加えて、医師が患者さんの急変時等には、速やかに対応していただけるよう、施設外で待機していただきます。

③ 今回の施設の運営に当たっては、医師や看護師のご協力が欠くことのできないものであります。

この点に関しては、県医師会及び県看護協会に全面的にご協力をいただいております。

この場を借りまして、両会に心からお礼申し上げます。

④ 事務職員は、看護師とともに、健康管理や生活支援を行います。

県職員がローテーションを組み、各部局の協力体制のもとで全庁をあげて行うこととしております。

(5) 今後の調整

① 5月7日（木）に、実際に従事する職員に対して、宿泊療養施設での受入れや運営などの研修を行ったうえで、5月8日か

ら受入れを行ってまいります。

- ② 県としましては、感染拡大防止策に万全を期したうえで、安全かつ、円滑に、療養者の受入れができるよう、受入準備を進めてまいります。

県としては、入院を要する方に必要なベッド数の確保を一層進めるとともに、この宿泊療養施設の立ち上げを含め、県内の医療提供体制の一層の充実に取り組む考えでございます。

【皆様へのお願い】

皆様におかれましては、これまでも感染拡大の防止のために不要不急の外出の自粛など様々な取組にご協力いただきしており、感謝申し上げます。

皆様には、改めて、次の5つをお願いいたします。

- 1点目、休日、平日にかかわらず不要不急の外出の自粛。
- 2点目、やむを得ず外出された先では、他の人と2メートル以上の距離をあけていただくこと。
- 3点目、生活必需品の買い物など以外で、県をまたいだ不要不急の移動の自粛。

そして緊急の場合を除いて、他の都道府県から人を招かないで

ください。

4点目、県外の皆様には来県の自粛を改めてお願いします。

5点目、感染者や医療従事者、その家族の方への誹謗・中傷などは、回りまわって県民の皆様への感染拡大につながる行為であり、現に控えていただきたい。

行政機関が提供する事実関係以外は噂に過ぎないことがほとんどであり、そうした噂などに惑わされず、冷静に状況に対応していただきたいと思います。

最後に、この非常事態の中で日々、医療に従事されている皆様、小売り業や流通業など社会を支えていただいている皆様に改めて感謝を申し上げたいと思います。